

平成24年山形村議会第3回定例会

議事日程（第3号）

平成24年9月21日（金曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 3号

《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 3 同意第 4号

日程第 4 同意第 5号

《委員会付託請願、陳情、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 5 24請願第 2号

日程第 6 24請願第 3号

日程第 7 24陳情第 8号

《既提出議案、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 8 認定第 1号

日程第 9 認定第 2号

日程第10 認定第 3号

日程第11 認定第 4号

日程第12 認定第 5号

日程第13 認定第 6号

日程第14 認定第 7号

日程第15 議案第47号

日程第16 議案第48号

日程第17 議案第49号

日程第18 議案第50号

日程第19 議案第51号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 0 発議第 1 0 号
日程第 2 1 発議第 1 1 号
日程第 2 2 発議第 1 2 号
日程第 2 3 発議第 1 3 号
日程第 2 4 閉会中の継続審査の申出について
日程第 2 5 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員 (1 2 名)

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 神 通 川 清 一 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
1 0 番 大 月 民 夫 君	1 1 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 2 番 上 条 浩 堂 君	1 3 番 上 條 光 明 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君	副 村 長 百 瀬 泰 久君
教 育 長 山 口 隆 也君	代表監査 委 員 小 林 かつ 代君
会計管理者 中 村 俊 春君	総務課長 笹 野 初 雄君
税務課長 野 口 英 明君	住民課長 青 沼 永 二君
保健福祉 課 長 小 野 勝 憲君	子 育 て 支 援 課 長 中 村 康 利君
保育園長 倉 科 寛君	産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君

建設水道
課長 赤羽孝之君

教育次長 根橋範男君

総務課
財政係長 上條憲治君

事務局職員出席者

事務局長 小口正君

書記 児玉佳子君

◎開議の宣告

○議長（上條光明君） 本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたのでこれを許可しました。

それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番・竹野園麿議員、8番・柴橋潔議員を指名します。

◎報告第3号

○議長（上條光明君） これより議事に入ります。

日程第2、報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」議題とします。

村長より報告を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」申し上げたいと思います。

去る8月29日、職員による村道での草刈り作業中に発生いたしました車両事故について、当事者と和解が成立し損害賠償の額が確定いたしました。この件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償金額の専決処分について」補足説明を申し上げます。

まず、事故の概要であります。南野尻地籍にあります株式会社ケーター本社松本センター東側に村道東41号線が南北に隣接しております。路線の南側起点には下諏訪倉庫がありまして、下水道のマンホールポンプがあり定期的に除草作業等、村で管理を行っております。

この村道は通行車両も少ないため道路全体が雑草で覆われ、また距離も長い乗用の草刈り機で作業を行ってまいりました。その際、草刈り機が道路上にあった小石を巻き込みはね上げてしまい、配送センターに停車中の冷凍冷蔵車のフロントガラスに小石が当たってしまい損傷したものであります。この村道から停車車両までは15メートルぐらい離れておりました。今後草刈り作業を行う際には飛散よけシートを張って作業をするなど再発防止に当たってまいりたいと思っております。

修理費用につきましては、村の過失割合100%ということで全額村側の負担で当事者の方と和解をいたしました。また、修理費用につきましては、全国町村会の対物保険を申請しましたが、乗用機械での作業のため保険適用はできませんでした。

以上補足説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上條光明君） それでは、報告第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） ないので、以上で質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終了いたします。

◎同意第4号～同意第5号

○議長（上條光明君） これより本日追加提出されました議案について、審議、表決を行います。

日程第3、同意第4号、日程第4、同意第5号を一括して議題とします。

書記から議案の朗読をさせます。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

○議長（上條光明君） ただいま一括議題とした同意第4号、同意第5号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、同意第4号と同意第5号の説明を申し上げたいと思います。

まず、同意第4号でございます。「教育委員会委員の任命について」でございます。

現在、山形村教育委員会の委員であります森井陽子さんが、平成24年9月30日をもって任期満了となります。森井陽子さんにおかれましては、平成20年10月1日から教育委員として教育行政に携わり、保護者の立場から積極的に地域の教育振興に取り組んでまいりました。

つきましては、保護者であり教育行政に識見を有する森井陽子さんを引き続き教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。

続きまして、同意第5号でございます。「固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するために市町村に設置するものとして地方税法に定められ、村税条例により3人の委員で組織されております。

この審査委員会委員であります唐沢俊男さんにつきましては、本年9月30日をもって3年間の任期満了となりますので、新たに下竹田西下連絡班の上條勝さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めらるものでございます。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は村

の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、上條勝さんにゆだねることが適当と考え選任したいと思います。

ご同意のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（上條光明君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。同意第4号、同意第5号までについては委員会付託を省略し、全員協議会において詳細説明を受けることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま一括議案とした同意第4号、同意第5号につきましては委員会付託を省略して、全員協議会において詳細説明を受けることと決定しました。

ここで休憩します。休憩。

（午後 1時10分）

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 1時15分）

○議長（上條光明君） それでは、同意第4号、同意第5号まで順次、質疑、討論、採決を行います。

最初に、同意第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

同意第4号について、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、同意第4号「教育委員会委員の

任命について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（上條光明君） 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（上條光明君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

同意第5号について、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、同意第5号「固定資産税評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（上條光明君） これより委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査をいただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

最初に、24請願第2号、24請願第3号について、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

大月民夫福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 大月民夫君 登壇)

○福祉文教常任委員長（大月民夫君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願につきましては、去る9月19日に委員会審査を行い、24請願第2号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択とし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

24請願第3号「長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時

採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択とし、措置として、長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上條光明君） 次に、24陳情第8号について、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

三澤一男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 三澤一男君 登壇）

○総務産業常任委員長（三澤一男君） 総務産業常任委員会付託陳情の審査結果を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る9月18日に委員会審査を行い、24陳情第8号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書の採択」については、採択とし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 両常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

◎24請願第2号

○議長（上條光明君） 日程第5、24請願第2号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本請願は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、24請願第2号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択と決定しました。
-

◎24請願第3号

- 議長(上條光明君) 日程第6、24請願第3号「長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

- 議長(上條光明君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本請願は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、24請願第3号「長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択と決定しました。
-

◎24陳情第8号

- 議長(上條光明君) 日程第7、24請陳情第8号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書の採択について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(上條光明君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は採択であります。

本陳情は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、24陳情第8号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書の採択について」は、採択と決定しました。
-

◎既提出議案の審議、表決

- 議長（上條光明君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第8、認定第1号から日程第19、議案第51号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

三澤一男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 三澤一男君 登壇)

- 総務産業常任委員長（三澤一男君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月18日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「平成23年度山形村一般会計歳入歳出決算認定についての所管の款・項」、認定第5号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第6号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第7号「平成23年度山形村水道事業会計決算認定」についての4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しました。

議案第47号「松本広域連合規約の変更について」、議案第49号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款・項」、議案第51号「平成24年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

大月民夫福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 大月民夫君 登壇）

○福祉文教常任委員長（大月民夫君） それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月19日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号「平成23年度山形村一般会計歳入歳出決算認定についての所管の款・項」、認定第2号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第3号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第4号「平成23年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定」について、以上4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しました。

議案第48号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」、議案第49号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款・項」、議案第50号「平成24年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」、以上の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（上條光明君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「平成23年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。

それでは、賛成の立場から討論します。平成23年度はあの悪夢としか言いようのない東日本大震災が起こり、続いての長野県北部地震、松本の地震と日本はいまだに復興できない状況にあります。村でも社協の呼びかけで昨年、23年度は2回の復興支援に東北へ行き、義援金、救援物資と多面にわたり支援しています。

また、鉢中での野田村への復興支援の取り組みは感慨深いものがありました。同時に起こった福島原発事故は1年半たった今も収束はおろか被災地での国保税減免打ち切り、さらに日本じゅうで草の根的に起きている毎週の反原発のデモをよそにTPPやオスプレイ、国民の声は全く無視の政治が行われています。

さて、24年度山形村では子育て支援の取り組みが一層進められました。6月の議会議決が1週間遅れたものの急ピッチで保育園建設が進められ、この夏休み明けより園児は新園舎での生活が始まっています。残す駐車場整備で何かと不便を感じる中、冬場に向かって1日も早く完了することを願うものです。

また、やまのこ保育園も認可園に向け増改築され、今年度当初より新たに認可園としてスタートしています。

子育て支援センターについても、子育て支援検討委員会がつくられ、今年度の子育て支援課が設置されたことで一層計画が前に進んでいます。

また、山形小学校でも地域支援本部設置への取り組みが始まり、今年度より正式に学校地域支援本部が設置され、地域住民との連携も一層深まっています。他校に先駆けた特別支援学級は4クラスにもなり、またトレセンでの移動教室は不登校や障害児を持つ親や子供たちにとってはなくてはならないものとなっていました。

福祉面では中学生までの子供の医療費無料化、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ小児用肺炎球菌予防接種への補助、高齢者に対しては人間ドックへの補助、村独自の介護保険利用者負担軽減事業はさらに充実しています。

防災面での上・中大池の消防分団の詰め所の完成、地域支援マップはこれからの地域での活用が期待されます。

農業においても農業機械共同利用促進事業も有効に活用され、問題になっている農業後継者は農村青年会議も活発に行われており期待できるものです。

反面、滞納額も前年度よりさらに増え、一般会計、国保会計だけでも600万円近く増額となっており、滞納整理機構がつくられたもののなかなか改善されません。村の財政も圧迫されかねません。国保税、後期高齢者の滞納は保険証の短期保険証の発行、

行く行くは資格証明書にもつながり、一層医者にかかりにくくなり病気の悪化を招くものであり心配です。

気になるところはまだありますが、全体としては実質収支比率4.1%、公債費負担比率13.7%と前年度より借入金などの減少で、0.7%の下回りで健全財政状況にあるということで賛成討論とします。

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、認定第1号「平成23年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、認定第2号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すること

に決定しました。

次に、認定第3号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、認定第3号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「平成23年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、認定第4号「平成23年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、認定第5号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、認定第6号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「平成23年度山形村水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、認定第7号「平成23年度山形村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第47号「松本広域連合規約の変更について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第47号「松本広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條光明君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、議案第48号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号「平成24年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第49号「平成24年度山形村一般会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号「平成24年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第50号「平成24年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号「平成24年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」について、討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（上條光明君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（上條光明君） 起立全員であります。よって、議案第51号「平成24年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで訂正をしたいと思います。先ほど総務産業常任委員長から報告のありました陳情審査結果報告書について、本文中に誤りがありましたので訂正いたします。

「本委員会に付託されました請願は」となっていますが、「陳情」の誤りでありますので訂正します。よろしいでしょうか、「請願」になっていますが「陳情」が正しいということです。この件はよろしいですね、訂正ということで。

ここで、先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 1時50分)

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午後 1時54分)

◎発議第10号

○議長（上條光明君） 日程第20、発議第10号「少人数学級の早期実現、教職員定

数増を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

大月民夫議員。

(10番 大月民夫君 登壇)

○10番(大月民夫君) 発議第10号、「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧をいただきたいと思います。

今日、学校を取り巻く情勢は不登校やいじめの問題、また新学習指導要領の実施に伴う理数教科の授業時間数増加や小学校での英語を効果的に実施することなど多くの課題があり、それらの課題を解決するには教育の諸条件を整備する必要があります。

そこで、早期に少人数学級定員の実現、教職員定数の大幅増の実現をすることを求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をお願いいたします。

○議長(上條光明君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、発議第10号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第11号

○議長(上條光明君) 日程第21、発議第11号「長野県独自の三十人規模(三十五

人) 学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

大月民夫議員。

(10番 大月民夫君 登壇)

○10番(大月民夫君) 発議第11号、「長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧をいただきたいと思います。

次代を担う子供たちの健やかな成長と教育環境のさらなる改善を願い、県独自の三十人規模学級を中学校全学年まで拡大、定数内臨時職員の解消、県独自の教職員の大幅増を実現するよう、長野県知事へ意見書を提出するものです。

ご審議をお願いいたします。

○議長(上條光明君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(上條光明君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(上條光明君) 起立多数であります。よって、発議第11号「長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第12号

○議長(上條光明君) 日程第22、発議第12号「地球温暖化対策に関する『地方財

源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

三澤一男議員。

(2番 三澤一男君 登壇)

- 2番(三澤一男君) 発議第12号、「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思えます。

地球温暖化対策にとって温室効果ガスの削減等森林の果たす役割は大変大きなものであります。そのような重要な機能を果たす森林の整備・保全を推進するためには『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築が必要であります。

そこで、その実現を求め関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長です。

ご審議をお願いいたします。

- 議長(上條光明君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(上條光明君) 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(上條光明君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(上條光明君) 起立全員であります。よって、発議第12号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第13号

- 議長(上條光明君) 日程第23、発議第13号「山形村議会の議決すべき事件を定

める条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

(1 1 番 竹野入恒夫君 登壇)

○ 1 1 番 (竹野入恒夫君) 発議第 1 3 号について、提案説明を申し上げます。

条例中に字句の誤りがあるため、正しいものに改めるものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長 (上條光明君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長 (上條光明君) 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長 (上條光明君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (上條光明君) 起立全員であります。よって、発議第 1 3 号「山形村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長 (上條光明君) 日程第 2 4、「閉会中の継続審査の申出について」議題とします。

各委員長より会議規則第 7 5 条の規定による閉会中の継続審査・調査の申し出がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (上條光明君) ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（上條光明君） 日程第25、「議員派遣の件について」議題とします。

そこでちょっと済みません。議員派遣の件ということで、このお配りしてある日にちが「平成23年9月21日」になっていますが、「23年」を「24年」に訂正をお願いしたいと思います。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條光明君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（上條光明君） ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 閉会のごあいさつを申し上げたいと思います。今月9月10日に始まりました第3回の定例会でございましたが、本日9月21日をもって閉会の運びとなりました。

今議会は途中敬老会など公的行事が入ったこともありまして、大分会期が長期にわたりましたが、慎重審議いただきましてまことにありがとうございました。

今議会に私どもから提案いたしました平成23年度の7会計の決算認定と、平成24年度の補正予算3会計、そして条例改正、制定など2件の合計12件をご審議の上認定、あるいは議決をいただきました。

さらに報告1件、諮問1件、そして本日提案させていただきました人事案件に関する同意2件と専決処分についての報告1件につきまして、それぞれお認めいただきましてありがとうございました。

ご審議の経過の中で出されましたそれぞれのご意見等につきましては、今後の事業

執行の中におきまして参考とさせていただきたいと思っております。

さて、いよいよ秋も深まりつつありまして収穫の季節でもあります。議員の皆様方におかれましてはご健康にくれぐれもご留意されましてご活躍のほどをご祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（上條光明君） 以上で、平成24年第3回議会定例会を閉会し散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時09分）